

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|----------------------|
| 105 | 尼崎市 児童扶養手当事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

尼崎市長は、児童扶養手当事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

児童扶養手当事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

尼崎市長

公表日

令和5年7月1日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称 | 児童扶養手当の支給に関する事務 |
| ②事務の概要 | 一 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第6条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 二 児童扶養手当法による児童扶養手当証書に関する事務 三 児童扶養手当法第8条第1項の手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 四 児童扶養手当法第16条の未支払の手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 五 児童扶養手当法第28条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 六 児童扶養手当法施行規則(昭和36年厚生省令第51号)第3条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 |
| ③システムの名称 | 尼崎市児童扶養手当システム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 児童扶養手当情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条(利用範囲)別表第1の37項(児童扶養手当) |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | (別表第二における情報提供の根拠) ・情報提供者が「市町村長」の項のうち、特定個人情報に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(13、16、26、30、47、64、65、87、116の項) (別表第二における情報照会の根拠) ・児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの(57の項) |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 尼崎市 こども青少年局 こども福祉課 |
| ②所属長の役職名 | 課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 尼崎市 総務局 行政マネジメント部 公文書管理担当 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 尼崎市 こども青少年局 こども福祉課(兵庫県尼崎市東七松町1-23-1 ☎06-6489-6349) |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-----------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1万人以上10万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和5年4月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和5年4月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|---|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="checkbox"/>]提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|-------------|--|--|------|-------------------------------|
| 平成28年5月1日 | 文言関係 | — | 組織改正等に伴い部署名の記載を変更した。 | 事後 | 特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらなため。 |
| 平成28年5月1日 | 定期的な評価書の見直し | — | しきい値判断を再実施した。 | 事後 | しきい値判断に変更がなかったため。 |
| 平成29年5月1日 | 定期的な評価書の見直し | — | しきい値判断を再実施した。 | 事後 | しきい値判断に変更がなかったため。 |
| 平成30年5月1日 | 定期的な評価書の見直し | — | しきい値判断を再実施した。 | 事後 | しきい値判断に変更がなかったため。 |
| 令和1年5月31日 | 文言関係 | — | 組織改正等に伴い部署名の記載を変更した。 | 事後 | 特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらなため。 |
| 令和1年5月31日 | 定期的な評価書の見直し | — | しきい値判断を再実施した。 | 事後 | しきい値判断に変更がなかったため。 |
| 令和1年5月31日 | リスク対策 | — | 本書の様式変更に伴い、リスク対策状況を新たに記載した。 | 事後 | 定期的見直しに合わせて様式変更に対応したため。 |
| 令和2年5月1日 | 文言関係 | — | 組織改正等に伴い部署名の記載を変更した。 | 事後 | 特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらなため。 |
| 令和2年5月1日 | 定期的な評価書の見直し | — | しきい値判断を再実施した。 | 事後 | しきい値判断に変更がなかったため。 |
| 令和4年5月1日 | 定期的な評価書の見直し | — | しきい値判断を再実施した。 | 事後 | しきい値判断に変更がなかったため。 |
| 令和5年5月1日 | 定期的な評価書の見直し | — | しきい値判断を再実施した。 | 事後 | しきい値判断に変更がなかったため。 |
| 令和5年5月1日 | 公表日 | 令和4年5月31日 | 令和5年5月31日 | 事後 | 特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらなため。 |
| 令和5年5月1日 | 文言関係 | I 情報関連-7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求-請求先 尼崎市総務局行政法務部 公文書管理担当 | I 情報関連-7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求-請求先 尼崎市総務局行政マネジメント部 公文書管理担当 | 事後 | 特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらなため。 |
| | | | | | |